

9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9



源氏男女裝束抄序

夫鳥獸の羽毛あれど其事は花實あれ  
とく時はうらきとくとくとく人をと  
衣裳はひひて云武貴賤。傳俗教鄙乃  
コソアシキ。源氏わがうへ大部の  
わすまし男女裝束の事一多々これ  
家顧法仰むとくに抄出しその後  
が加へ被ふまし又桃華経言もあ  
白身こうづと書出でてアラリ同

やどりやうじへして筆を運ぶ抄やくは  
主もあそひらむとらむくの事  
事へ行ひるがうちに壇井義  
官職の政事とあじてあすと頼るの  
抄やくは書へらよかうとまつて  
わあすれらばよきときあひ  
ゑとくりんわふらわゆたみ  
わうらはもとあくふ人をうらむし  
在とよづら友をうらまうれ

みどりとだんづみふり  
詠のと皆をえとす人食え  
えきかきよからん人食え  
とうてすもひ書とつせんすう日  
序けづつてすも有まれづひ  
くそくそくはれうみのう

享保二年正月

于野齋  
清眼昌慶

源氏男女裝束抄上目錄

○三九に乍の卷

主位黃袍

○うけせみ乃ま

濃綾單重

○タタハの毛

あどんえの衣

ヨリハ指弊

薄色表署

○あじよね毛

小袖との衣

○まつしれ乃事

おやへえりのあくまつ

くろみの袖

今やうきれまわ  
はくの細長

○毛すられ袴の馬

巫女乃革

○花のあんび巻

唐綺の直衣

裾と引

○あよひの表

濃青鈍紙

浮文表袴

紫小豆色の帯

萱草色の袴

金紋の内衣

服者の巻綻

帝神事なほ紫木 斎主れぬそぞぞ

○そゆの巻

漫山垂裳指掌

紫苑色の指掌

ゆきえひ美からう

○乃代はうの事

濃うすと表衣

廷尉化れ赤きぬ

○せうをの巻

いほくお襖

或人間無位の

黄袍と着す

よハ綾と有らき

や平綿ともえ

らりや其間如何

曰西官記より

も無品親王及

も無位孫王

綾の

袍と用らむ無位

乃諸臣其姓氏

と論セと皆平

綿ちへ又延喜草正式に凡

綾ハ五位以上の

朝服に用るる

とゆ六位以下

服用するりと

ゆきとやだり

源氏男女裝束抄上

○三りつ不

かうすり一治て拂面を所よあそたまひ

花鳥シキ巻三邊衣ケシテキ

壹衿のそとハ赤えの闊脇カシテキの袍と美びと殿上

もととけつらがり。元服のそとハ源氏乃

老い無位乃人かり。衣服令に無位も美袍

西官記よりも美衣アラエと乃り。元服の後ハ綾

脇オラ乃美袍とたゞまつるへ

然則無位の諸  
臣ハ猶平綸足

花鳥餘情日延

喜縫殿寮式無

位淺黃也。れよ

りて長和二

年三月廿三日

の行成記曰新

冠兩王著黃衣

注其淺黃也。世

稱之黃衣權記

のちろハ縫殿

寮代淺黃と綠

の色に會釈

て世アレと

黃衣と称モと

洞トアリ

續日本紀曰文武天皇大寶五年閏十二月辛丑制無位朝服自今以後著襯黃衣

衣服令曰無位黃袍義解謂裁縫體制一如朝

服也

同上  
延喜縫殿寮式曰淺黃綾一匹荊安草大三斤  
八兩灰一斗二升薪三十斤帛一匹荊安草大

二斤是則黃袍

續世継もくね子の卷曰色がともあるえや  
ぬありてもけりや位ありまさね河とハ

あす有レーリ  
けし無品親主  
乃服式綠の袍  
と用る時アリ  
縫殿寮の淺黃  
にニ乃心アリ淺  
シ黄とし  
令丈アリ黄袍と  
相違ナリアリ  
緑の色とすや  
權記乃心ナリ  
纂者敏達天皇  
六世小野峯守  
子也兼和五年  
十二月止官配  
隱岐國七年四

月召返六内入  
京被黃衣以拜  
謝バ年閏九月  
十九日復本位  
正五位下然次

第昇進至參議

從三位

大内

ヒサのまよ太  
御ハ衣と同  
所なり裁縫  
脚タラク  
刃アトリ

袍○和名抄曰和名字倍乃岐沼一云朝服。  
縫腋和名萬都波之乃宇倍乃岐沼○缺腋和  
名和岐阿介乃古路毛

あろそおほうだ

御ハ衣のまよたりそれより大小り。小うらさハ  
女かくでいぬせぬかり。又ハモモマムねがり

○うれせん

うれりやう單かうのあめり

花女房の紫束五月五日うりハ單うき絲とまう

日ノヘトアリとむり。かう絲とうねなり  
け時ハシテにひとへととある。此とハたと  
うちれますなり。こは紫と染とるべ一叶海  
く色が升の濃淡とあがすしるはいと  
巻く竹

思草カキ称○女宮飮抄曰ひゆくかうのち。も  
ーのそりぬす。あやとく。竹城もとす  
もりてむのりかさねうなりをひくもり。女房  
花をつひるすあり

小うちりとどき  
付ハ唐衣と焉て  
うそふはまき  
とれ小うちり

悉う例なり

ぬくわかれ小うちり

花

二藍ハあらがともどねとて満ちかり

愚勘

コウナキ

小袖

○和名抄曰釋名云桂漢語抄作袖

宇岐知

婦人上衣也○女宮筋抄曰小うちりのすき

草ハ衣下ナリ

乃よふひくへもくをれぐにすみねぐり衣れ

うに表裏

スキ

うかへ

中部うくりすほハ次第にとく

をりくじなり

○タクト

草木共同と  
衣小うちりと

用せハ

形と文

に用り

其形盤繪等形

乱文

よそく

人の

好み

うへ

あそんえの

のうりに

あひくうと

ねの裳

花

よのつみに

あそんいろの

裳とく

くうなり

ひぐみ

うけり

あそん

きれ衣に

うそ

のうり

トメニトミ  
ラムアヌニ亦  
下に原語辨訳と  
引用ひそり蓋  
明星抄よいづ

とく男童れ  
すわさあう  
（えん）

うなじこめ。かざりもあとまへ。も  
汗衫 補  
よふ男ひそめとおもひらべ  
立

女指貫○源語祕訣曰女房比<sup>アシタマ</sup>ノ見<sup>ミテ</sup>ムリ<sup>ムリ</sup>  
よのつひかく<sup>アシタマ</sup>ナリモナリ<sup>アシタマ</sup>西官云走<sup>ハシリワス</sup>嫋<sup>カラキヌ</sup>唐衣<sup>カニ</sup>比  
禮下濃裳<sup>スラブノモ</sup>絹<sup>キスノサシスギ</sup>指貫云或抄云御禊行幸之掌<sup>ミクシ</sup>  
侍命婦等張袴<sup>ハリハガハ</sup>上著平絹<sup>モテマツライ</sup>指貫如男<sup>シテ</sup>騎馬<sup>テ</sup>供奉<sup>ミクシ</sup>  
云云西官の如<sup>シテ</sup>一也<sup>ハモラシハモラシ</sup>小御禊行幸比  
ら久乃まくもり<sup>アシタマ</sup>掌侍命婦小馬にの<sup>アシタマ</sup>人<sup>ハシタマ</sup>がたり

かりそめふ男乃平絹の手ぬきをあつまひ  
志穂毛口やかまうとくわ此がくわうぢる姿  
花  
匂ひわなこのまわにいだとこえ乃うわゆる絹糸  
著者前二段

愚  
薄色○名目抄曰経紫緯白

薄色とひよコハ  
他のえへりて  
必彦紫とひよ  
鐵のハ名目抄の  
や又染色ハ  
付色とひよ  
  
思  
薄色○名目抄曰 紅紫緯白  
ウサイロ  
ウハキ  
表署○女官餅抄曰 主人の表署小掛ハ必ニ重  
織わたり又曰 入内乃ど見女房五郎乃童女  
ホタリ抱と見りナリ 内裏中下扇毛をとりれ  
綾木絞毛ぞうなり

卷之三

卷之三

山嵌父ハ支子深  
ちやつひ

やまもととれ  
の次の

胡曹抄同

法曹至要抄に  
及く

○もゑつじもれ  
ふくはちゆとうとくらべ裏表ひり  
胡曹抄花山吹ヲ只山吹  
庄云

卷之三

衣色  
アラタカヒコハシマツルニシテ

まほかにうら  
きとよきよ  
うとうこと  
ひきはるのす

久松成一

小掛ハ官或一人の家に一軒ハ必二室織机

とくに同ス  
トトキニ  
トトキニ  
トトキニ

かう。かねのよ小春<sup>ハギ</sup>着。こゝに小掛<sup>ハマツ</sup>をす  
すまへ、次第によこせると、おれ<sup>退</sup>めざり  
がとうなまくおもて<sup>ハシ</sup>をせせり

衣色ナリ  
いまやうそうれいゆきとす

衣色ナリ

されば今や  
ソラトツルとの  
此ほんぢて  
毛深紅ハ禁制  
あれハヒ色也  
ソーネと様色  
のひろとつる  
様れ字ぬと

いあやまきとハ。たゞハ、こゑくさが井水も  
うど。紅梅ノ花もあづね。半<sup>ハニタ</sup>乃つらもて  
けうちで、きづくえかれハ、いまうの通  
とつる大略ゆきと申<sup>シ</sup>むかええゆき

すまへくとひは紅乃あじるによりられ  
禁キンジキ文ムニによりてつらなり

恩禁色○延喜彈正式曰凡諸禁色者惣雖下衣  
不聽服用スルヲ○法曹至要抄曰紅染事延長四年  
十月九日宣旨云紅染深色可禁制之由去延  
喜十八年三月十九日給本様色絹已畢而年  
來之間不隨樣色彌好深染宜重下知從新掌  
會以後一切禁過○案之件色雖被聽禁色之  
輩依此制尚以不著用而不賴之類不知憲法

恣著用猶從破却可處笞二十科宜決於之  
正絹のうそひくくこあやうが  
花よふそひくいまやうひくさぬとひかり  
げ直衣も今度うれうめりてひか  
がりとひふよや

恩直衣○禁祕御抄曰聽入立之人定聽直衣其  
外侍讀聽之不然人不聽之可然人少々聽之  
・紅梅直衣著用之例○明星抄曰松殿裝束  
抄云法成寺關白直衣布袴紅梅織物直衣紫

聽雜袍と宿衣  
直衣にて御前  
承まつて御前  
どゆ儀なり

織物指貫皆練衣著之。永久三年十一月十四日五節童御覽。日法性寺關白紅梅浮文直衣萌黃指貫皆紅衣。○禁祕御抄醫道篇曰後冷泉院御時俊通雅忠類聽雜袍著紅梅直衣近代無子細參御縁邊者也。此外異色直衣或香象眼直衣或無。定式直衣有差別以事次記於此。○桃花藥葉曰童之時曰浮織物直衣文葵裏濃紫也元服之後白志々良綾文浮線綾丸裏平絹染色也。隨年齡若年之時紫次薄色或半次淺色。

黃有淺老者用無志々羅白綾或平絹重八つ  
乞乞平絹白也。夏穀重童時又同之文三色又隨年齡紫薄色  
老者生單張平絹或著用無文薄物也

むりへんじゆくがそひ

花胡曹抄說上不合

さくさくハ面もあろくうもあらすひうなり

細長同○胡曹抄曰表白裏蒲萄又一說裏赤花  
細長○安官飴抄曰童殿上も細長とぞうかり

細長身一幅袖  
左右各一幅  
身乃長  
四尺四寸袖の  
長一尺六寸  
ノ一公賢公日  
記に及ばず

真菜とけハ  
食初のキナリ  
鯛とモウ由  
カリ

皇太子幼童乃時被著<sup>シテ</sup>白織物也。水原云未  
通女乃もすねかり。かづぎのくびきめやうに  
そくニモジのものあり。まんじゆ可珍  
人をハ志アラ女御參れ<sup>シタ</sup>とぞ。女  
糸用モラナリ。くみゆく紀<sup>ヒ</sup>とくらナリ。女  
房袴束抄曰建暦元四十姫君真菜姫公白重  
織物細長同織物小袖二重用<sup>子ル</sup>細長<sup>ヲ</sup>之時不用  
柏袴等是先例也

○毛みぞら乃夏

ねびハ中ねのなり<sup>シテ</sup>うつわが綱<sup>ト</sup>と  
ソロウ<sup>ト</sup>  
夏至<sup>ハ</sup>かゆの  
木摘の重れ  
注にく<sup>ク</sup>く<sup>ク</sup>  
せりと夏に火  
ろはて<sup>ア</sup>火祭  
乃草のゆゑ

花 聽直衣入<sup>ル</sup>ハ<sup>シテ</sup>衣<sup>ル</sup>ア<sup>シテ</sup>これと草に<sup>シテ</sup>ひ  
ア<sup>シテ</sup>カリ今<sup>の</sup>世<sup>ニ</sup>主<sup>シ</sup>上の御<sup>ノ</sup>草<sup>ハ</sup>シテ<sup>シテ</sup>直衣  
ア<sup>シテ</sup>されど<sup>シテ</sup>火<sup>ハ</sup>夏<sup>ハ</sup>火<sup>ハ</sup>火<sup>ハ</sup>二<sup>ノ</sup>藍或<sup>ハ</sup>  
花田年に<sup>シテ</sup>うりて<sup>シテ</sup>毛<sup>シテ</sup>源氏<sup>ハ</sup>宰相<sup>シテ</sup>中將<sup>シテ</sup>  
ニ<sup>シテ</sup>の<sup>シテ</sup>な<sup>シテ</sup>頭<sup>シテ</sup>中將<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>あ<sup>シテ</sup>うれど  
友位<sup>シテ</sup>ひ<sup>シテ</sup>に<sup>シテ</sup>あ<sup>シテ</sup>あ<sup>シテ</sup>二<sup>ノ</sup>藍<sup>ハ</sup>直衣<sup>シテ</sup>  
着用<sup>シテ</sup>一

愚帶○桃花菜葉曰下襲の切と用ひたり放冬。

諸家公横義金

浮線綾の文乃綾白瑠裏ハ遠文立菱濃打也

夏も穀立菱蘿芳染也源氏物語乃所見は直

衣の切を革に用ひテ乃シテ直衣とゆう

人ハ程直衣の切と用ひさすや

○花代名

直衣下かま  
と用ひ時ハ務必  
格安切りもと  
直衣布榜うと  
ソト乃注み

直衣未云達  
直衣のきを達  
直衣のきを達  
直衣のきを達  
直衣のきを達

集

直称

直衣のきを達

直衣下かま  
と用ひ時ハ務必  
格安切りもと  
直衣布榜うと  
ソト乃注み

直称

直衣のきを達

ゲハ一尺二寸をありテおかり唐纏也。  
二重纏也のあく。唐装束とく著するキ  
リ。そきハトカモ。ノ乃榜かとも。カノ乃  
縫と用ひナリ。さくらぬの縫ハ表ふろひ  
のきにす。アラウと付。アラウ

愚

綺○和名抄日蔣勲切韻云綺似錦而薄者也

オリモノ注云虛彼反俗云岐一云於利毛能又一訓加

無波太

同唐装束事○桃花菜葉曰土記云永樂五年申

唐装束深下重  
かくハ丁晴も  
かまひて用ひ  
ソト乃注み

と合入用  
ひらきに人  
難うり  
象眼とハニ  
そのソリ

殿云五節間少將被著唐綾紫東直衣如何仰  
云至干直衣者可用和綾三條院御時親王兩  
人入座故殿棧敷被著象眼直衣時人稱未見  
由加之唐人來著龍池見物之比必事也

ありとすゞひよく

ありハ裾なり裾ハ衣のすそ紙ソアリ常若  
抱み指突して下からゆくとハ布袴と  
以よ下用之。連袴ノ布袴ハ依時依人奉也  
番也  
第一ハ丸鞆ナリウツハ革帶ともソテ晴乃

時もまくの野太刀もるなり

愚  
裾○和名抄曰陸詞云裾衣下也注音居和名  
古呂毛乃須曾一云岐沼乃之利

同上  
いとあざうひよくて・裾之事依官位有長短

裾の長短官位  
事界ハ威儀各  
其程くとく  
ひつ形制ケリ  
但職にて定  
法と減セラ  
事もり也

時もまくの野太刀もるなり

堀川院御時雖被定寸法不拘制法

或人問布袴の  
下宿衣或坐衣に  
下重指貫と用  
えず布袴の名  
といふのみ也  
曰、あゝハ印  
く布の袴と用  
たりゆうとど  
なく次第に綾  
絹の指貫と成  
て室あく成る  
一西官記曰  
舊例上下布袴  
と着て近代綾  
絹と以て袴と  
もいふ

同上  
布袴○桃花葉日常袍み着下襲指貫是と  
布袴との著用之事へ可隨先規也布袴の  
時も無文丸鞆<sup>ルドモ</sup>第野叙と常と云ひ  
三年十月の御記丹刃<sup>スダツ</sup>とあり文治  
叙事<sup>セ</sup>もあるなり又云直衣布袴と云は坐衣小  
下襲指貫と着する事あり源氏物語にもそ  
うり邂逅之事也

あれあらだまみらる

かほまえの字  
かり大人のすき  
きくつまろぢ  
と是も花名に  
乃くら

花  
抱よけぬと着て旅をひくハよのつむけ  
半なり坐衣に裾とくノリハ吉子けひに  
ゆくちゆくとつよへー。のすれづれひまきこり  
こひそのあらたぬうへー

○あひ

童女<sup>カミコロ</sup>の表袴  
袴をまろ付を  
上に汗衫<sup>ハニ</sup>ふき  
柏とあらべ

思  
童女<sup>カミコロ</sup>の表袴<sup>紅打<sup>レッド</sup>濃打アリ</sup>組童<sup>ハ</sup>濃打アリ  
意女<sup>ハ</sup>晴の付<sup>ハ</sup>打<sup>ハ</sup>袴<sup>ノ</sup>よ<sup>ハ</sup>小表<sup>ハ</sup>袴<sup>と</sup>え<sup>ラ</sup>。うに  
ゆんハ<sup>クワアラ</sup>竈叢<sup>アリ</sup>。乃<sup>ヨノツチ</sup>常<sup>ハ</sup>う人の袴<sup>試</sup>焉<sup>ビ</sup>。

童女表袴○西官記曰齋宮齋院童女総角者

麴塵汗衫半臂下重表袴白柳帶

あひたりをすびのうと

花田にわとすみましわらえなり

あえまびの紙  
筆の小ぢりか  
此一車八箇束  
抄ふ載(くさう)  
ものなり

じくうだ乃小ぢりめりうと

松

はいつき毛服者の用色あり

鈍○胡曹抄曰御說ウツレ花ニテ染ナリ又云

花田染也又或云青花墨ヲ入ナリ

東岩府

あべづるれ本名  
様なり其染色  
錫のミーねよ  
あびえれぬと  
ゆうやう  
いたとくす  
役のすか  
舊記所見う

グヘーく

花

中將君よりえは藍衣テ一ゆきうすくに衣  
乃亟夜ハ平絹多ハ練裏あり。友ハ生<sup>スシ</sup>ハ  
げぬきハ友多聞。光<sup>ウシ</sup>ハ移<sup>ハシ</sup>花<sup>ハシ</sup>てうす  
あり。うそくうそは十月乃更衣の次よつと  
うすくうそなり

愚鈍色○服假間事日著服者可用鼠色其色以  
墨染之或入移花於墨。

くみきかぎとくはばくえのとくあ

花<sup>クハザウ</sup>

萱草色ハ桺子色<sup>カシジ</sup>

永記桺子色黃草ナリ

汗衫<sup>カガミ</sup>

○女官飴抄曰かぎとくはうつだ乃うぬ

思<sup>カガミ</sup>

汗衫<sup>カガミ</sup>

服者の巻渢ハ  
岸乃水濱と  
あらそ

無丈<sup>花</sup>乃抱八夏八穀。冬ハ平<sup>ノ</sup>絹<sup>ノ</sup>ハ凡常の抱れ

やく。冠毛<sup>タマ</sup>文卷<sup>タマ</sup>縷<sup>タマ</sup>服者<sup>ハ</sup>も<sup>モ</sup>まわるいて

くらうなり

○纓<sup>タマ</sup>○和名抄曰唐韻云冠纓注於盈反俗云燕

尾○後愚昧記曰素服之時無丈冠卷纓

○纓<sup>タマ</sup>

○行本文アラス硬翁考心ラアグ  
女官辨<sup>ハ</sup>の日<sup>ハ</sup>門<sup>ハ</sup>内<sup>ハ</sup>抱<sup>ハ</sup>うぐ

岸の内<sup>ハ</sup>衣<sup>ハ</sup>とゆびて単<sup>ハ</sup>洋装<sup>ハ</sup>本<sup>ハ</sup>にあ  
たり<sup>ハ</sup>あひなり

帛御衣着御の時ハ文の因縁  
御賛と身の差乃御と著御  
の御賛御冠の出子乃  
ねよがくとぞ小  
みよがく御  
まにうりと  
経すくとぞ

帛○和名抄曰說文云帛薄繒也注云蒲角反  
俗云波久乃岐奴○胡曹抄曰帛御服神事之  
時著御夏生冬練張○日本紀略曰大小諸神  
及季冬奉幣諸陵則用帛衣○江次第曰齋王  
群行之時御裝束注云先例御大内之時者著  
給帛御衣○餅抄曰帛御裝束著御事御大内  
之時一度召御裝束行幸里第之時先令著御  
尋常御裝束於小安殿召改帛御裝束

此行亦硬着カ心ヲアク

同日奇文乃活らる

思  
齋宮御裝束○江次第曰齋王著羅地褶袴  
長袖同目染裳著玉鬢依未成人不可上髮欵  
又御乳母可奉抱也

○次磨

かくろりぬの風けりゆき  
すととくとく  
夜來おれハ  
花園色なり指  
矣とくとくハ  
友多れかくと  
行う多く年齡

小ちくぶすよ  
ソラハ花田良  
ゆて玄な  
ゆまなり此間  
謫居の今され  
各毎丈成(一)

紫苑美深と  
花もと二段  
區くあく  
きく海益  
あんえれ指  
表とづる三

英かり。冬至も白なり。けり。めだと直か  
もとじく。また。あ。英深。けり。かり。  
恩奴袴シス○和名抄曰楊子漢語抄云奴袴和名佐  
師奴枳キノハカ乃波賀萬○飭抄曰奴袴色淺深隨年  
依官可斟酌也

あらだあや乃がくうなり。直夜。あらん夕かく  
たてまくまくあまやうかく。かく  
江海か志汚さけ。ひ良小は紫苑夕かく  
めととのせらき。うちまと。又紫苑  
表薄色裏青

キ久の初夏。つる  
ひとづれ。く  
叶ちく雅抄の  
指實の篇には  
苑久葉いきち  
とのふうを  
枯乃初小を  
わがり。こみぢ

夕を回へく。ゆきぬ乃つるといとん小相  
遠育アレ。ど。きぬの夕くとか。テ称く  
えう衣あり。あすや。あら。直夜。ひ。又。直夜  
地ハ平絹。乃。す。文。そ。毛。行。毛。乞。ハ志。とん  
花田年齡。小。より。と。用。り。が。り。毛。因。か。と  
え。乃。お。れ。と。こ。ま。や。う。が。り。と。つ。め。

直夜色表合

夏の直夜深色乃事。此書所く。本注一  
准か。ざ。り。や。に。下。く。ア。リ。弄花の説では  
うそ。の。ろ。あ。英。か。り。花鳥餘情乃清説よハ

紫苑文表薄  
文裏青也文の  
本衣に裏あけ  
せは紫苑文も

いわくひづ  
とのを文よ若  
木乃橘うのに  
候初てとわれ  
指實ハ、まも冬  
のふり

紫苑花田又二重丸花因ともうり又桃花  
菜葉よばき薄色清黄とのせぬけなり  
又或紫束抄乃て見二藍紫次ハ濃花田乃花

田舎色乃へり家へ此名自各別けりと  
之も皆一向かうべ

山がいわく  
本村衣指貫トアリ  
黄カナルトアリ

うの樹 指實うらやつきて  
ゆきぬらしこあともむぎのけ やれ  
こいとんとて、かやうにうなぐ生三のまと

どのを文一着  
本乃橘うのに  
候初てとわれ  
指實ハ、まゝ冬  
のうりり

りてのうちに衣裳の名をゆくやう。於も  
ソシハシモヒナリ。わをソビも  
花田ホモ氣ケ乃キ。わらえかり。一、ナア  
ゆア。色ヒ莫ガラウトモ。ソリ。トヒ  
乃莫ガラカニ。シテ。ソロヒトヒ也。三善清行  
請禁深紅衣服奏議云但淺紅輕黃未及火色  
者不在制限云。云莫ガラウトモ。此事ナリ  
河海よ莫衣の往文。モハレアリ。アヤカリ  
竹カリ又一本。行をす。び乃からざれ。

てまきゆびのろ  
乃やうにふら  
ひく

○又或はく

との事にて松  
東の源みどり  
なす中に花紅  
祭あたぢく  
さうとそろひて  
皆木のソク  
くすり

○人のよきぬことひうすとくかとあくに  
花 むしよさんとあをも緑をくわにむりて  
清流りうとづ

位袍の染式皆  
花乃うくそれ  
妻の注に及  
く

恩 袍○衣服令曰一位深紫衣。三位以上淺紫衣  
四位深緋衣。五位淺緋衣。六位深綠衣。七位淺  
綠衣。八位深縹衣。初位淺縹衣。○延喜彈正式

曰。凡大臣帶一位者朝服著深紫。諸王二位以  
下五位已上諸臣二位三位竝著中紫。○同式  
曰。凡六位七位朝服同著深綠。八位初位共服  
深縹。○同式曰。凡綾者聽用五位已上朝服六  
位以下不得服用。

六位の中みを着人物ニシテ多々名アリいまとえもくみく

青色ハ圭上襷  
の赤服アカフムにて  
着人深緋く  
着也但主上  
着御乃日を  
是用ひれ  
乃く

恩 花 六位乃着人の鞠塵の袍と青ソクと云ひ  
青色或号鞠塵或稱青白祫。○延喜縫殿寮式  
曰。青白祫綾一匹。茹安草大九十六斤。紫草六

斤。灰三石。薪八百四十斤。帛一匹。荅安草大亡  
十二斤。紫草四斤。灰二石。薪六百六十斤。飴。  
抄曰。青色天皇著御文同<sup>竹桐鳳凰</sup>黃櫨染中謝藏人著  
之所雜色御禊前駆<sup>スハ</sup>著之拜領之由歟藏人被<sup>セ</sup>  
聽禁色<sup>ル</sup>之時先著御衣等其意也。仍件色相傳<sup>テ</sup>

古物也。

小文のうち小

ねハ五位<sup>#</sup>姓延  
尉の代とすえ

花<sup>ユ</sup> 池府のものをあくあ夜と名づけり  
愚 衛府佐相當從五位上也服制五位淺緋衣

○セミヤ  
いろくれあとのつぐくこめひぬ  
く里ぞめ

河<sup>カリアラ</sup>桃花葉葉同之  
狩襖<sup>カミ</sup>をめひぬとくもぞめとす  
なり又おひもの代も月

愚 狩襖○細流曰。狩襖と面布<sup>布主限<sup>カヌス但裏<sup>カナリ</sup></sup></sup>とてうる詣なり  
ひくわめひぬとくもぞめとすがり、又くも  
ぞめちうもむりう。齒内<sup>素</sup>をあととてゑす  
はせうみのうととのをくらねなり

の後乃狩襖  
と鶴の文をや  
うりすゑよろ  
比数よもよと  
はうせう

源氏男女装束抄上終

